

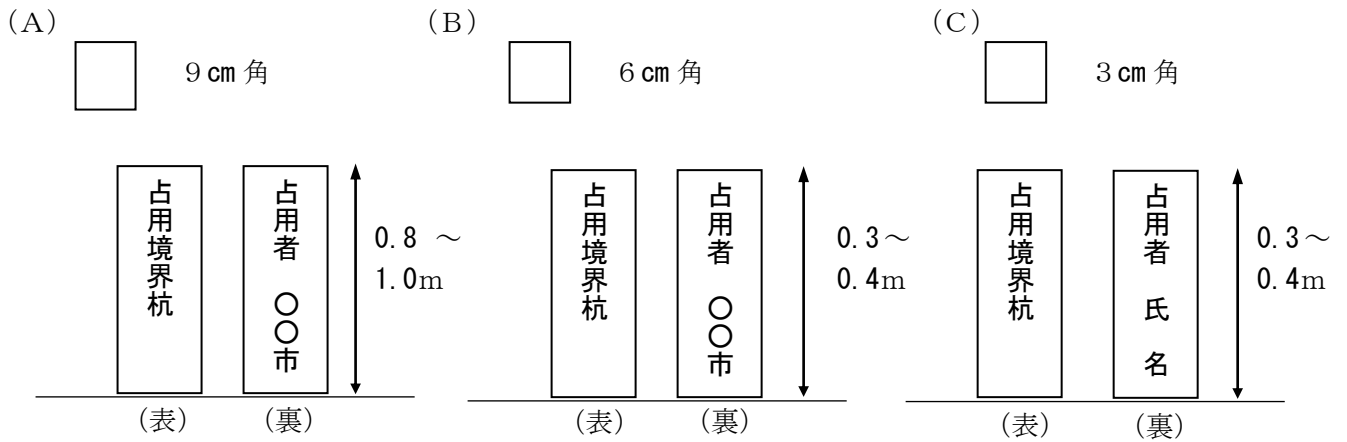
占用境界杭の規格について

許可条件にある占用境界杭の規格は次のとおりとする。

色調は、白地に黒字とし、大規模な面的占用にあつてはA（途中における補助杭はBで可）とし、小規模な面的占用にあつてはBとし、個人占用の出入口についてはCとする。

なお、当該規格は占用境界杭の設置の指導を行う上での目安としてのものであり、その他の規格による設置を妨げるものではない。

また、占用境界杭の設置が困難な施設については金属鋸等に代えることができる。



占用境界杭は、占用範囲の4角のほか、大きな変化点に設置することを基本とし、その他必要に応じて占用区域の境界が明らかになるように設置する。